



1

東方般命第 158 号

38. 10. 28

東京オリンピック支援集団の編成業務の実施及び指揮権の行使等に関する東部方面隊一般命令

1 陸乙般命第 36 号により、東京オリンピック支援集団（以下「集団」という）の編成等を次のとおり定められた。

(1) 集団編成の根拠

自衛隊法第 22 条第 2 項

(2) 集団の編成及び指揮系統

ア 編成組織の概要：

別紙第 1

イ 指揮系統：

東部方面総監の指揮を受ける。ただし、司令部は編成完結のときをもつて東部方面総監に隷属。

(3) 集団の編成の時期（期日）及び編成地等

ア 集団司令部

昭和 38 年 12 月 10 日 市ヶ谷

イ 支援群及び支援隊

昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの間とし、その編成要領等は別に示される。

(永久・A)